

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種 類				離 隔 距 離 (cm)				
				入 力	上方	側方	前方	後方
炉	開放炉	使用温度が 800℃以上のも の	—	250	200	300	200	
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のも の	—	150	150	200	150	
		使用温度が 300℃未満のも の	—	100	100	100	100	
	開	使用温度が	—	250	200	300	200	

				放 炉 以 外	800℃以上のもの						
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
風 呂 釜	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外釜でバーナー 取り出し口のな いもの	21kW 以下 (風呂用以外のバー ナーを持つものに あっては42kW 以下)	—	15 注	15	15	注：浴槽と の離隔距 離は 0cm とする が、合成 樹脂浴槽 (ポリプ ロピレン 浴槽等) の場合は 2cm とす る。
					内釜	21kW 以下 (風呂用以外のバー ナーを持つものに あっては42kW 以下)	—	—	60	—	
				浴 室 外 設 置	外釜でバーナー 取り出し口のな いもの	21kW 以下 (風呂用以外のバー ナーを持つものに あっては当該バー ナーが 70kW 以下であ って、かつ、風呂用 バーナーが 21kW 以 下)	—	15	15	15	
					外釜でバーナー 取り出し口のあ るもの	21kW 以下 (風呂用以外のバー ナーを持つものに	—	15	60	15	

				あつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)				
			内釜	21kW以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
			密閉式	21kW以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	—	2 注	2	2
			屋外用	21kW以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室 内設置	外釜でバーナー 取り出し口のな いもの	21kW以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつ	—	4.5 注	—	4.5

				ては 42kW 以下)				
			内釜	21kW 以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては 42kW 以下)	—	—	—	—
	浴室外設置	外釜でバーナー 取り出し口のな いもの	21kW 以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、風呂用バーナーが 21kW 以下)	—	4.5	—	4.5	
		外釜でバーナー 取り出し口のあ るもの	21kW 以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、風呂用バーナーが 21kW 以下)	—	4.5	—	4.5	
		内釜	21kW 以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、風呂用バーナーが 21kW 以下)	—	—	—	—	
		密閉式	21kW 以下 (風呂用以外のバ	—	2 注	—	2	

					ーナーを持つものに あつては当該バーナ ーが 70kW 以下であ つて、かつ、風呂用 バーナーが 21kW 以 下)							
			屋外用		21kW 以下 (風呂用以外のバ ーナーを持つもの にあつては当該バー ナーが 70kW 以下であ つて、かつ、風呂用 バーナーが 21kW 以 下)	30	4.5	—	4.5			
			液体燃料		不燃以外	39kW 以下	60	15	15	15		
					不燃	39kW 以下	50	5	—	5		
			上記に分類されないもの		—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19kW 以下	4.5	4.5	60	4.5	注 1：風道 を使用す るものに あつては 15cm と する。 注 2：ダク ト接続型 以外の場合にあつ ては	
					強制対流型	温風を前方 向に吹き出 すもの	26kW 以下	100	15	150		15
							26kW を超え 70kW 以 下	100	15	100		15
						温風を全周 方向に吹き 出すもの	26kW 以下	100	150	150		150
							強制排気型	26kW 以下	60	10		100

					密閉式	強制給排気型	26kW 以下	60	10	100	10	100cm とする。		
					不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW 以下	80	5		—	5
								温風を全周方向に吹き出すもの	26kW 以下	80	150		—	150
								強制排気型	26kW 以下	50	5		—	5
					密閉式	強制給排気型	26kW 以下	50	5	—	5			
					上記に分類されないもの			—	100	60	60		60	注 2
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。				
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15	15	15					
			不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリ	14kW 以下	80	0	—		0			

				ドル付こん ろ、キャビネ ット型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ					
				据置型レン ジ	21kW 以下	80	0	—	0
上記に分類 されないも の			使 用 温 度 が	—	250	200	300	200	
			800℃以上のもの						
			使 用 温 度 が	—	150	100	200	100	
			300 ℃ 以 上						
			800℃未満のもの						
			使 用 温 度 が	—	100	50	100	50	
			300℃未満のもの						
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW 以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式		12kW を超え 42kW 以下	—	15	15	15
					12kW 以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	42kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋	フードを付けない場合	42kW 以下	60	15	15	15	

		外用	い場合								
			フードを付ける場合		42kW 以下		15	15	15	15	
		不燃	開放式	フードを付けない場合		7kW 以下		30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		7kW 以下		10	4.5	—	4.5
			半密閉式		42kW 以下		—	4.5	—	4.5	
			密閉式		42kW 以下		4.5	4.5	—	4.5	
			屋外用	フードを付けない場合		42kW 以下		30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		42kW 以下		10	4.5	—	4.5
			液体燃料	不燃以外			12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15
		12kW 以下					40	4.5	15	4.5	
		不燃			12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5		
					12kW 以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの				23kW を超える	120	45	150	45			
				23kW 以下	120	30	100	30			

ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ 型	7kW 以下	30	60	100	4.5	注：熱対流 方向が一 方向に集 中する場 合にあっ ては60cm とする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5 注	4.5	

		閉式	蔽						
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7kW 以下	15	15	80	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5 注	4.5
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW 以下	150	100	100	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW 以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW 以下	120	100	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW 以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100

乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣 類 乾 燥 機	5.8kW 以下	15	4.5	4.5	4.5	
			不燃	開放式	衣 類 乾 燥 機	5.8kW 以下	15	4.5	—	4.5
	上 記 に 分 類 さ れ な い も の		内部容積が 1 立方メートル 以上のもの	—	100	50	100	50		
			内部容積が 1 立方メートル 未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フ ード を 付 け な い 場 合	7kW 以下	40	4.5	4.5	4.5
					フ ード を 付 け る 場 合	7kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フ ード を 付 け な い 場 合	12kW 以下	40	4.5	4.5	4.5
					フ ード を 付 け る 場 合	12kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式		12kW 以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW 以下	—	0	—	0
					壁掛け型、 据置型	12kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用		フ ード を	12kW 以下	60	15	15	15

			付けない 場合					
			フードを 付ける場 合	12kW 以下	15	15	15	15
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを 付けない 場合	7kW 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付ける場 合	7kW 以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを 付けない 場合	12kW 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付ける場 合	12kW 以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式			12kW 以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW 以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型	調理台型	12kW 以下	—	0	—	0
			壁掛け型、 据置型	12kW 以下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外用	フードを 付けない 場合	12kW 以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを 付ける場 合	12kW 以下	10	4.5	—	4.5	

	液体燃料	不燃以外			12kW 以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃			12kW 以下	20	1.5	—	1.5		
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	—	15	15	15	
				瞬間型		12kW を超え 70kW 以下	—	15	15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW を超え 70kW 以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12kW を超え 70kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW を超え 42kW 以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12kW を超え 42kW 以下	15	15	15	15	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12kW を超え 70kW 以下	15	15	15	15	
			不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	—	4.5	—	4.5
					瞬間型		12kW を超え 70kW 以下	—	4.5	—	4.5

						下					
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
					瞬間型	調理台型	12kW を超え 70kW 以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		12kW を超え 70kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フー ド を 付 け ない 場 合	12kW を超え 42kW 以下	30	4.5	—	4.5	
					フー ド を 付 け る 場 合	12kW を超え 42kW 以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フー ド を 付 け ない 場 合	12kW を超え 70kW 以下	30	4.5	—	4.5	
					フー ド を 付 け る 場 合	12kW を超え 70kW 以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外				12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15	
		不燃				12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW 以下	100	30	100	4.5	注 1 : 熱対流方向が一方
					全周放射型	7kW 以下	100	100	100	100	

			バーナーが隠蔽	自然対流型	7kW 以下	100	4.5	4.5	4.5	向に集中する場合にあっては 60cm とする。 注 2：方向性を有するものにあつては 100cm とする。			
				強制対流型	7kW 以下	4.5	4.5	60	4.5				
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW 以下	80	15	80		4.5		
					全周放射型	7kW 以下	80	80	80		80		
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7kW 以下	80	4.5	4.5	4.5				
				強制対流型	7kW 以下	4.5	4.5	60	4.5				
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7kW 以下	100	50	100		20		
				自然対流型		7kW を超え 12kW 以下	150	100	100		100		
						7kW 以下	100	50	50		50		
				強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	12kW 以下	100	15	100		15		
					温風を全周方向に吹き出すもの	7kW を超え 12kW 以下	100	150	150		150		
				7kW 以下		100	100	100	100				
				不燃	開放式	放射型		7kW 以下	80		30	—	5
						自然対流型		7kW を超え 12kW 以下	120		100	—	100
7kW 以下	80	30	—					30					
強制対流型	温風を前方方向に吹き出すもの	12kW 以下	80			5	—	5					
	温風を全	7kW を超え 12kW 以下	80			150	—	150					

					周方向に 吹き出す もの	7kW 以下	80	100	—	100	
					固体燃料	—	100	50 注 2	50 注 2	50 注 2	
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こ んろ(1口)	5.8kW 以下	100	15	15	15	注：機器 本体 上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 を示す。
					卓上型こ んろ(2口 以上)・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	
				バーナーが隠蔽	卓上型グ リル	7kW 以下	100	15	15	15	
					卓上型オ ープン・グ リル(フー ドを付け ない場合)	7kW 以下	50	4.5	4.5	4.5	
					卓上型オ ープン・グ リル(フー ドを付け る場合)	7kW 以下	15	4.5	4.5	4.5	
					炊飯器(炊	4.7kW 以下	30	10	10	10	

						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW 以下	15	4.5	—	4.5	
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外					6kW 以下	100	15	15	15	
		不燃					6kW 以下	80	0	—	0	
		固体燃料					—	100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外					2kW 以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		不燃					2kW 以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気 こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW 以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加		
						—	20 注1	—	20 注1			
						—	10 注2	—	10 注2			
						4.8kW 以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2		2	
					—	15 注1	—	15 注1				
					—	10	—	10				

						注 2		注 2	熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
				4.8kW 以下 (1 口当たり 1kW 以下)	100	2	2	2	
					—	10	—	10	
						注 1		注 1	
						注 2		注 2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW 以下 (1 口当たり 3.3kW 以下)	100	2	2	2	
					—	10	—	10	注 2: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの
						注 2		注 2	
不燃	電気	こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW 以下 (1 口当たり 3kW 以下)	80	0	—	0	
					—	0	—	0	
						注 1		注 1	
						注 2		注 2	
					80	0	—	0	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW 以下 (1 口当たり 3.3kW 以下)	80	0	—	0	注 2: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの
					—	0	—	0	
						注 2		注 2	

									距離)を 示す。
電気 天火	電気	不燃以外		2kW 以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気 口面に あつて は 10cm とする。
		不燃		2kW 以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有 するもの	2kW 以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気 口面に あつて は 10cm とする。
		不燃	電熱装置を有 するもの	2kW 以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及 び天井取付式 のものを除 く。)	2kW 以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型 (壁取付式及 び天井取付式 のものを除 く。)	2kW 以下	100	100	100	100	
			自然対流型 (壁取付式及 び天井取付式 のものを除 く。)	2kW 以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型	2kW 以下	80	15	—	4.5	

			(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)					
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	80	80	—	80
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW 以下	80	0	—	0
電気乾燥器	電気 乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	食器乾燥器	1kW 以下	0	0	—	0
電気乾燥機	電気 乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3kW 以下	4.5 注 1	0 注 2	— 注 2	0 注 2

注 1：前面に排気口を有する機器にあっては 0cm とする。
注 2：排気口面にあって

									は 4.5cm とする。
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW 以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW 以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」の項の離隔距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」の項の離隔距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

(提出理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成２７年総務省令第９３号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。